

松本市に転入された方の
精神保健福祉手帳の申請について

●手帳申請に必要なもの

—県外からの転入—長野県手帳交付手続き

- 1 障害者手帳交付申請書
- 2 印鑑
- 3 前回認定されていた精神障害者保健福祉手帳の写し
- 4 同意書（台帳移管のため）
- 5 精神障がい者台帳付表
- 6 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

窓口では職員がマイナンバー及び提出者（来庁者）の身元確認（本人確認、代理権確認）を行います。※顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等

身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等

- 7 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・スナップ写真でも可（一人で写っているもの）
- ・ポラロイド写真は不可
- ・**デジカメ写真は、家庭用のプリンターで印刷したものではなく、写真店でプリントしたもの**

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

—県内からの転入—記載内容変更手続き

- 1 障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書
- 2 印鑑
- 3 精神障害者保健福祉手帳(原本)
- 4 精神障がい者台帳付表
- 5 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

●申請窓口／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7

松本市役所 障がい福祉課 障がい福祉担当(東庁舎1階)

TEL：34-3212 (直通) FAX：36-9119

●その他

—県外からの転入—

- 1 交付は長野県が行います。交付までの目安は2ヶ月～3ヶ月程度です。ただし、県による審査の過程で、内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 2 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内（交付時に必要な持ち物等を記載したもの）を郵便でお届けします。
- 3 窓口で制度の説明（1時間程度かかる場合もあります。）を受け、手帳をお受け取りください。
- 4 手帳の有効期限は前回交付されていた手帳の期限までです。
- 5 自立支援医療（精神通院）をご利用の方は、別途、手続きが必要です。